

＜対策のポイント＞

化学肥料原料のほとんどを海外に依存している肥料について、過度な輸入依存を低減していくため、関係事業者間の連携による国内資源の肥料利用の拡大に向けた取組や新たな技術の開発・実証を支援します。

＜政策目標＞

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%〔令和12年度まで〕）

＜事業の全体像＞

関係事業者間の連携づくり
連携案件の形成・定着

【国内肥料資源利用拡大対策事業】

- 堆肥等の高品質化、ペレット化など国内資源を活用した肥料の供給・利用拡大に必要な施設整備等を支援
- ほ場での効果検証の取組、機械導入等を支援
- 関係事業者間のマッチング等の取組を支援 等

肥料利用者が
使いやすい
肥料の実用化・
利用拡大

新たな技術の開発・実証

【ペレット堆肥の広域流通促進モデル実証】

- 国内資源を有効活用し、肥料利用の拡大に資する技術の開発・実証の取組を支援
- 〔 輸入肥料の代替としての効果が期待できる豚ふん・鶏ふんを用いたペレット堆肥の高品質化等 〕

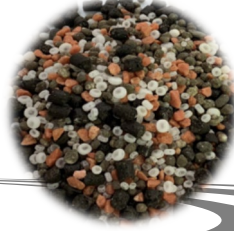
高品質な堆肥



ペレット肥料



有機入り配合肥料



国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和5年度補正予算額 5,600百万円】

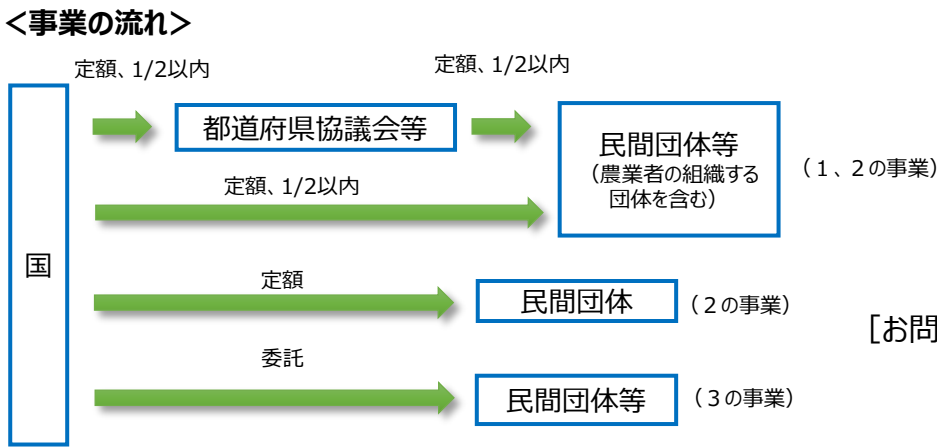
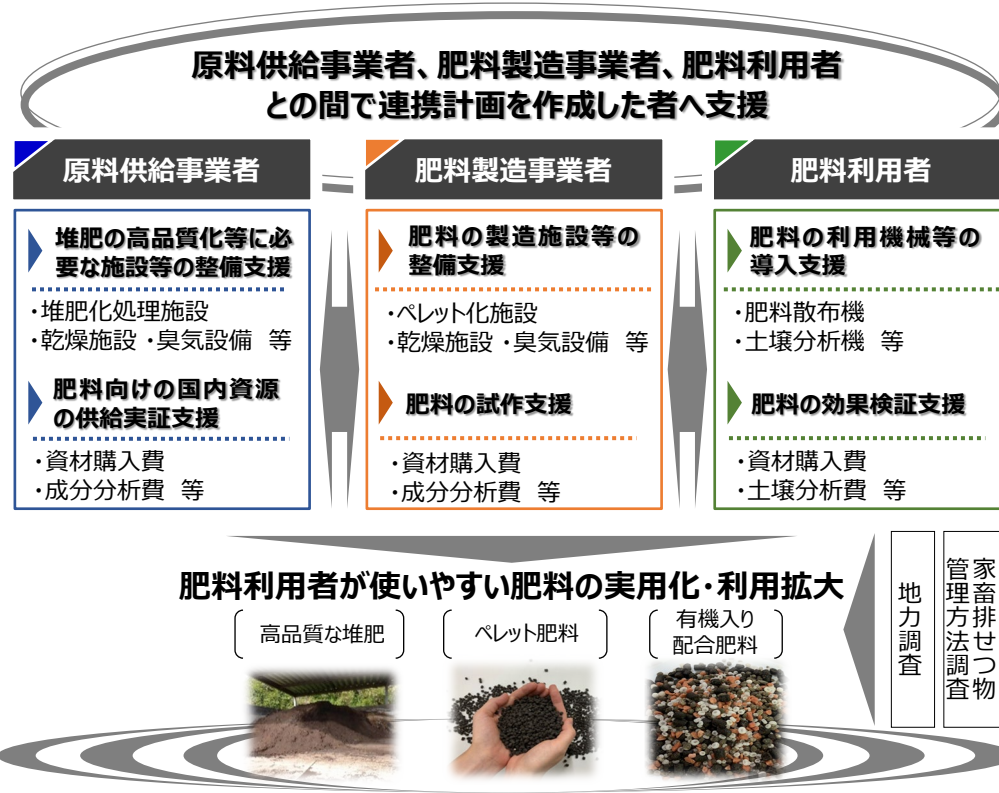
<対策のポイント>
肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援します。**

<事業目標>
肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 施設整備等への支援**
堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等への支援を行います。
- 2. 国内資源の肥料利用拡大の取組への支援等**
ほ場での効果実証の取組や機械導入、関係事業者間のマッチングや現地指導等への支援などを行います。
- 3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査**
国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況や家畜排せつ物の管理方法の実態等を調査します。



【お問い合わせ先】

(1、2の事業)	農産局	技術普及課	(03-6744-2182)
(2、3の事業)		農業環境対策課	(03-3593-6495)
(1、2、3の事業)	畜産局	畜産振興課	(03-6744-7189)

＜対策のポイント＞

2030年の農林水産物・食品輸出目標 5 兆円の達成に向け、畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の取組を更に加速化するため、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、プロモーション、輸出先国の求めに応えるための取組に加え、新たなコンソーシアムの育成等を支援します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円 [2025年まで]、5 兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

1. コンソーシアムの設立・運営支援事業

産地の畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して輸出促進活動に取り組むコンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援します。

2. 輸出先国の基準に対応するためのコンソーシアムの取組等支援事業

米国・EU等から求められるアニマルウェルフェア対応のための生産農場や食肉処理施設における牛への頭絡装着の普及・定着及び米国等向けの食肉処理施設における血斑発生低減等に向けた取組や設備の改良、導入を支援します。

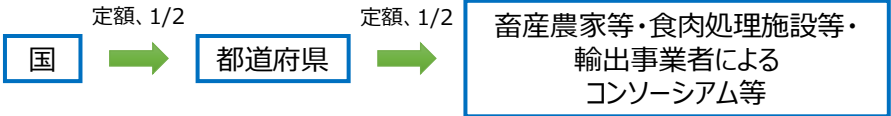
3. 新たなコンソーシアムの育成支援事業

輸出戦略上のターゲット国・地域への輸出を計画する産地が、本格的な輸出に先駆けて行う、コンソーシアムの設立や具体的な商流の構築等に向けたマーケット調査や試験輸出等の取組を支援します。

4. 市場ニーズに対応するためのコンソーシアムの取組支援事業

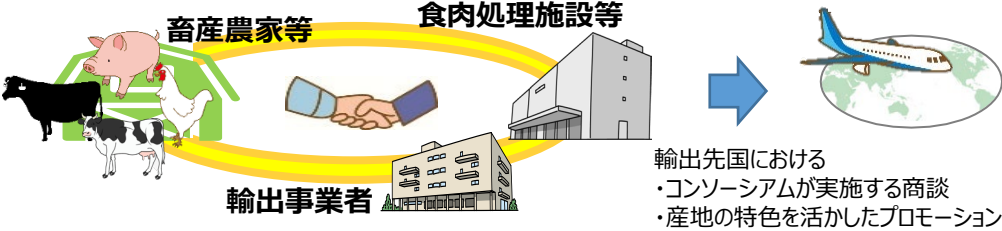
輸出先国やマーケットの求める条件下での畜産物の品質保持・流通方法に係る試験・実証の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

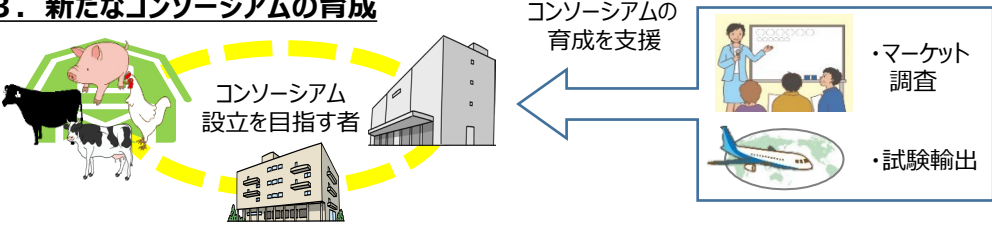
1. コンソーシアムの設立・運営



2. 輸出先国の基準に対応するためのコンソーシアムの取組



3. 新たなコンソーシアムの育成



【お問い合わせ先】 畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

○ 2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業等

＜対策のポイント＞

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

＜事業目標＞

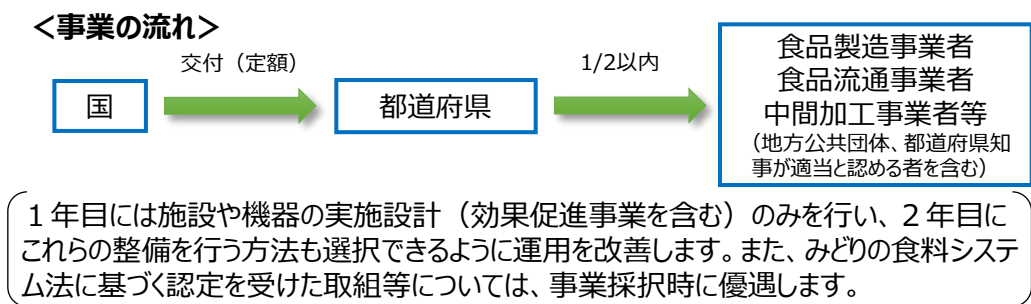
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

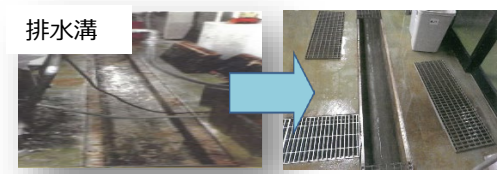
＜事業イメージ＞

1. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 152（152）百万円

- ① 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。
 - ア 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
 - イ ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
 - ウ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備
- ② 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。



- （関連事業）**
- 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通再編合理化施設整備事業等 2,353（1,973）百万円**
- ① 畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する**コンソーシアム**による**食肉の流通構造の高度化・輸出拡大を図るための計画策定等**を支援します。
 - ② **食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等**を支援します。
 - ③ 輸出食肉処理施設における、**多様化・細分化する輸出ニーズに対応するための高度な加工施設・設備や省力化施設・設備等の整備**を支援します。



排水溝

施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

<対策のポイント>

- 肉用子牛や乳用初妊牛などの**生体家畜**は日本国内で**長距離・広域流通**されており、その移動の大部分を**トラックによる陸送**に依存せざるを得ない状況であり、“**トラック物流2024年問題**”（自動車運送業の時間外労働時間規制等）への対応は、我が国の畜産業の持続性を左右する喫緊の課題となっています。
- 家畜の移出入を行う**産地や生体家畜の輸送業者等が一体**となり、当該問題に対応するための**流通体制の転換を目指す実証的取組**を後押し、その横展開を通じて将来に渡り持続的な家畜流通体制を確立します。

<政策目標>

円滑な家畜の流通により畜産生産基盤を確保することで、生産努力目標（牛肉57万t、生乳780万t等）の達成に寄与

<事業の内容>

1. 海上・鉄道輸送の活用の実証

150百万円

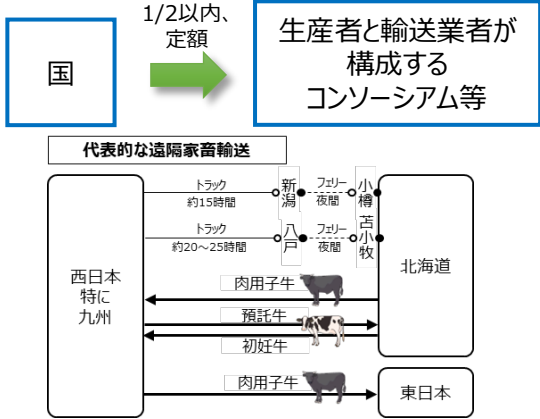
陸上輸送と海上輸送または鉄道輸送の組合せにより流通体制の転換を図る実証的取組を支援します。

2. 陸路でのリレー輸送の実証

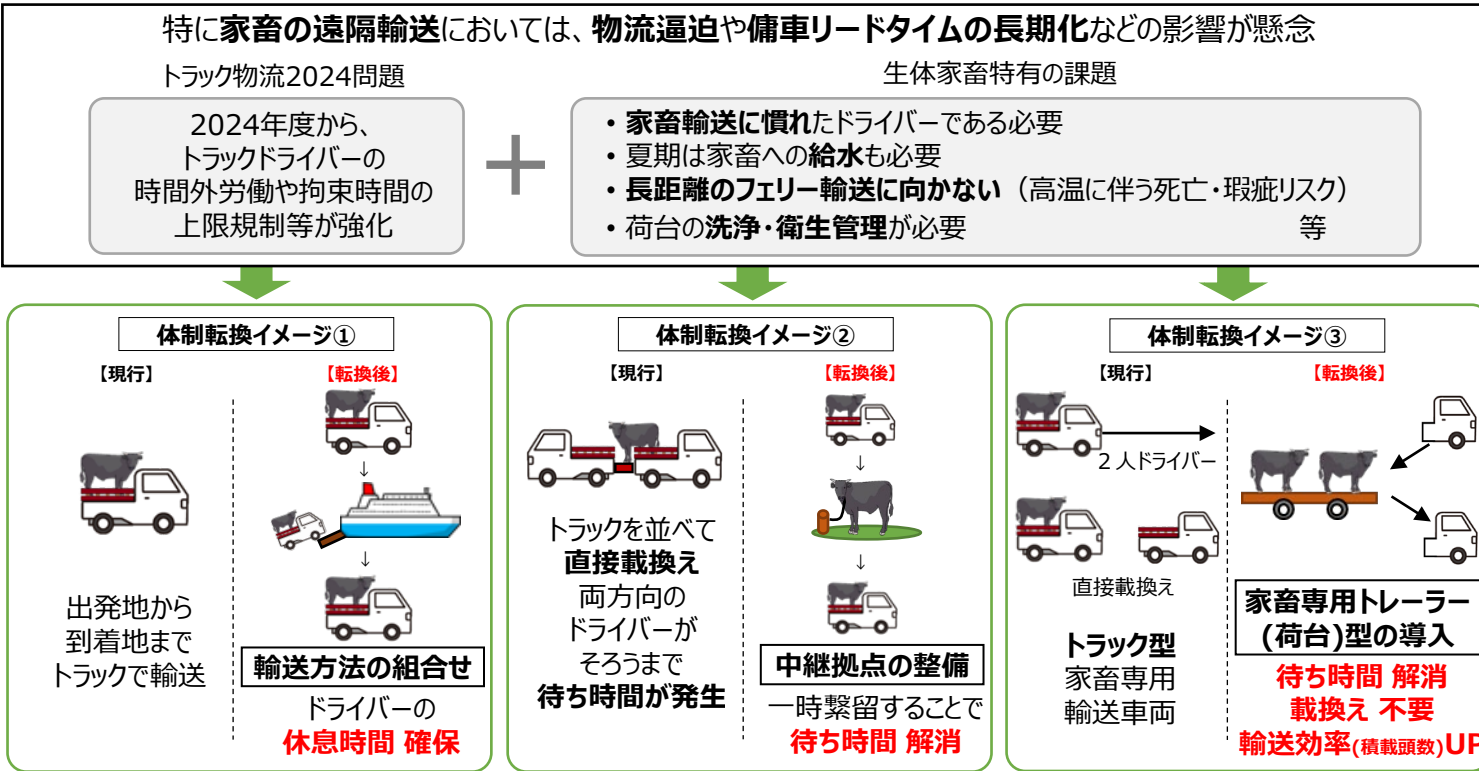
135百万円

家畜中継拠点の整備や家畜専用トレーラー（荷台）の導入によるリレー輸送等の実証的取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



○ 畜産・酪農経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額（所要額） 229,626（226,514）百万円】

<対策のポイント>

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<政策目標>

- 生乳生産量の増加（728万トン〔平成30年度〕→780万トン〔令和12年度まで〕）
- 牛肉生産量の増加（33万トン〔平成30年度〕→40万トン〔令和12年度まで〕）等

<事業の全体像>

○ 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

酪農経営対策

加工原料乳生産者補給金等 所要額 37,748（37,470）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構（A L I C）を通じて対象事業者に対し、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,600百万円）と合わせて補給金等を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

加工原料乳生産者経営安定対策事業 所要額 5,948（3,114）百万円

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

養豚経営対策

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）所要額 16,804（16,804）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構

肉用牛繁殖・肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金
優良和子牛生産推進緊急支援事業 所要額 66,227（66,227）百万円

・肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。
・市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上のための取組を実施する生産者に、発動基準に応じた奨励金を交付します。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）所要額 97,726（97,726）百万円

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）。

事業実施主体 （独）農畜産業振興機構（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）

採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 所要額 5,174（5,174）百万円

鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。併せて、鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

事業実施主体 （一社）日本養鶏協会

＜対策のポイント＞
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

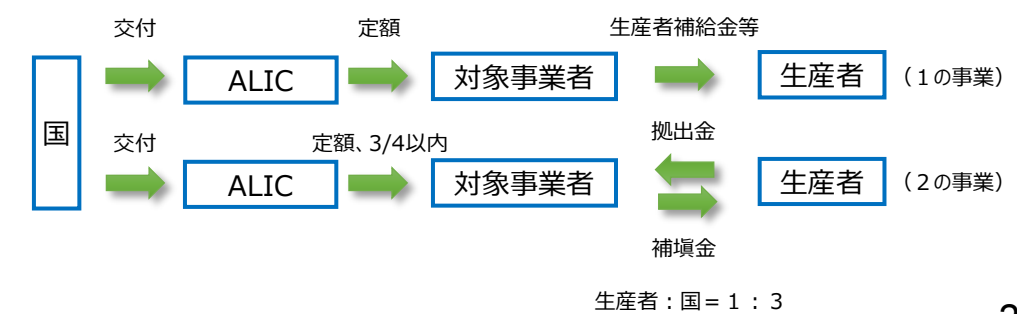
＜政策目標＞
生乳の生産量の増加（728万t〔平成30年度〕→780万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

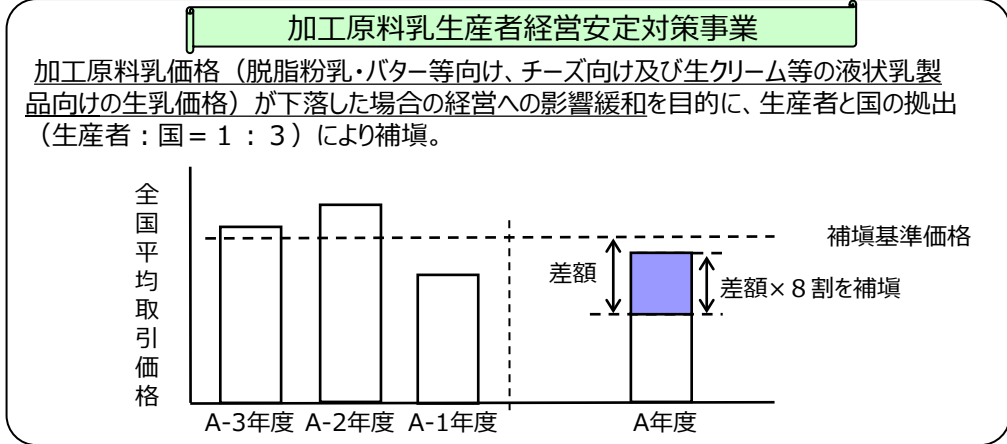
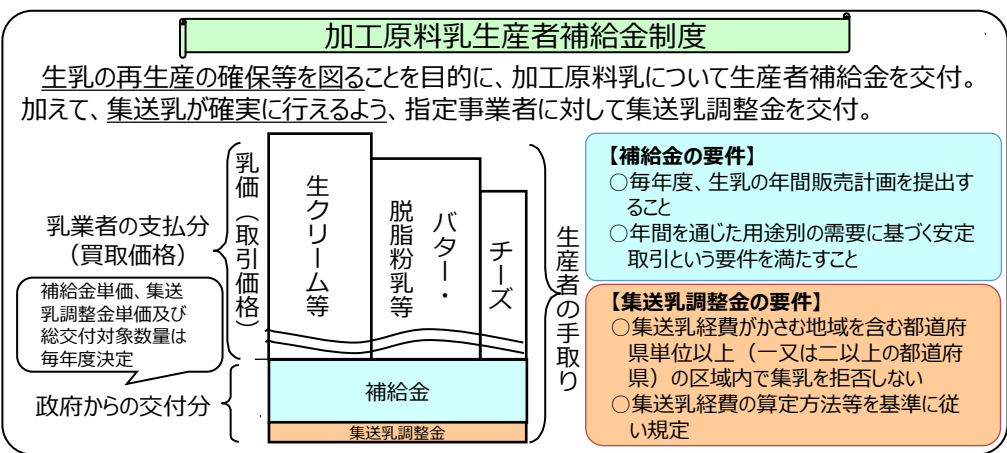
1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付
（所要額） 37,748(37,470)百万円
畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業（1,600百万円）と合わせて加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填
（所要額） 5,948(3,114)百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額（所要額）163,953（163,953）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
（TPP11協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

<政策目標>

牛肉の生産量の増加（33万t〔平成30年度〕→40万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

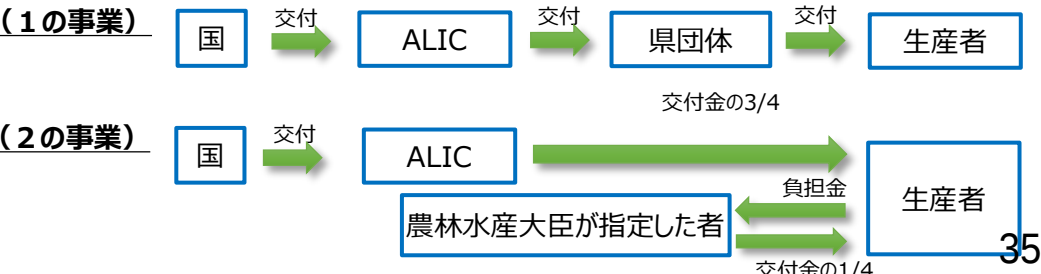
1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援（所要額）66,227（66,227）百万円

- ①肉用子牛生産者補給金
肉用子牛の全国平均価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。
- ②優良和子牛生産推進緊急支援事業
市場で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、飼養管理向上のための取組を実施する生産者に、発動基準に応じた奨励金を交付します。

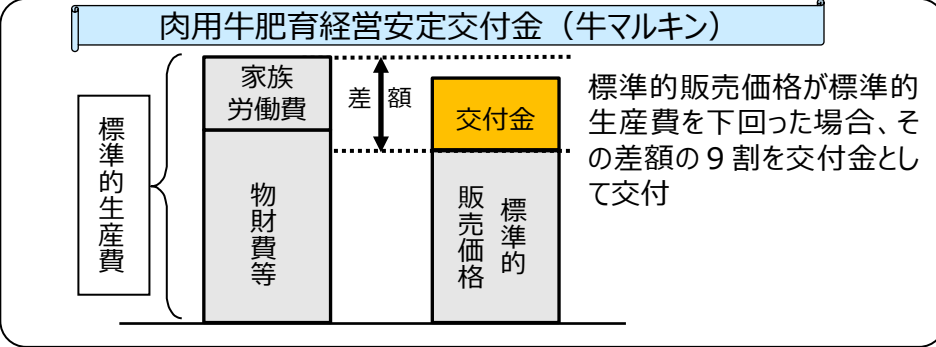
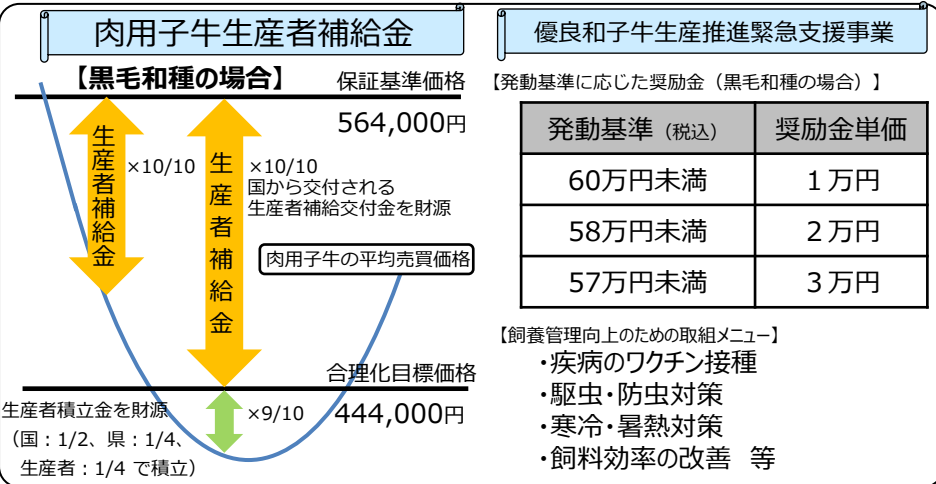
2. 肉用肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）
（所要額）97,726（97,726）百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立による積立金から支出します。）。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
（2の事業）企画課（03-3502-5979）

○ 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

【令和6年度予算概算決定額

養豚 (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
採卵養鶏 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円】

＜対策のポイント＞

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
(TPP11協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)については、補填率等の引上げを実施。(平成30年12月))

＜政策目標＞

- 豚肉の生産量の増加(90万t[平成30年度]→92万t[令和12年度まで])
- 鶏卵価格の安定化(卸売価格の変動幅:平均卸売価格の±25%以内[毎年度])

＜事業の内容＞

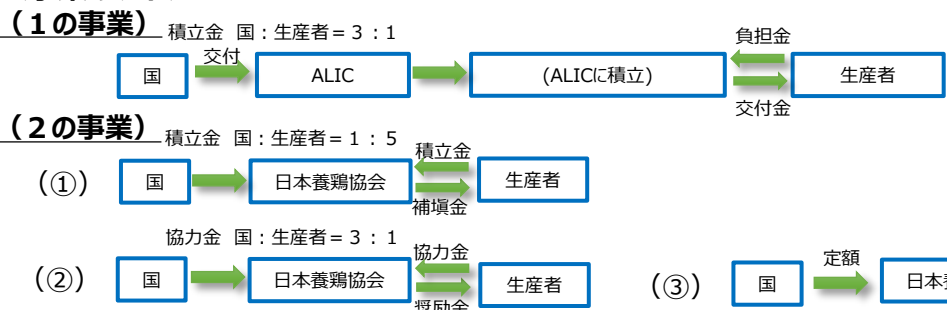
1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金(豚マルキン) (所要額) 16,804 (16,804) 百万円
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。)

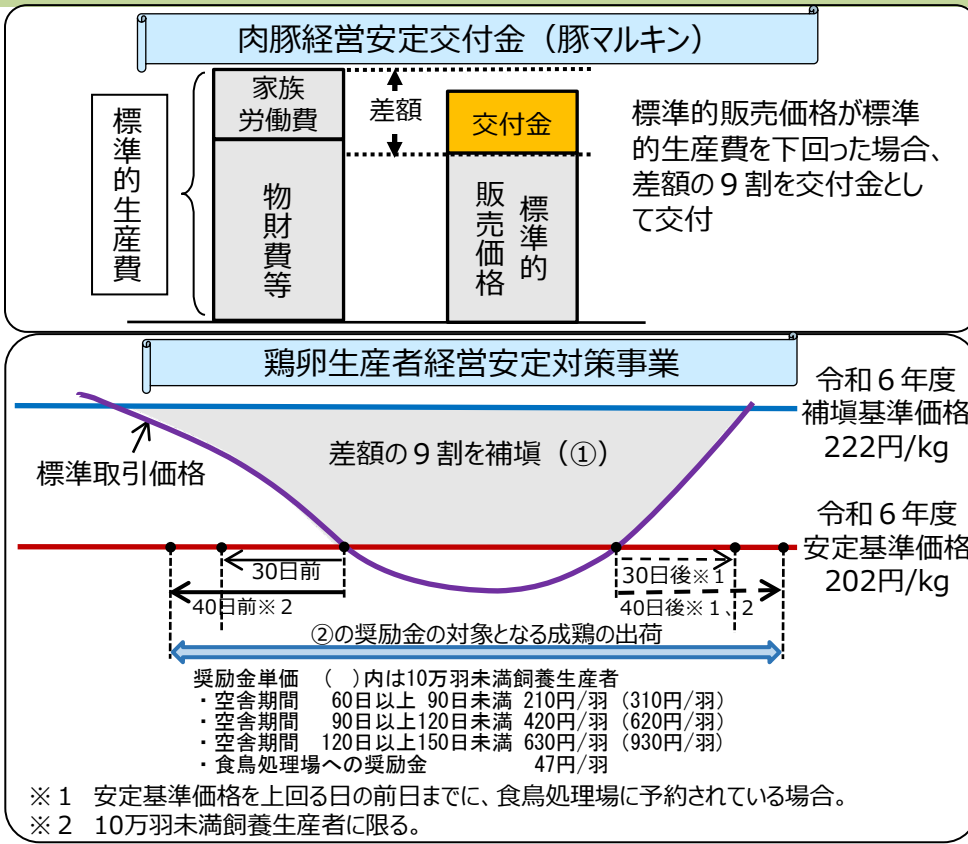
2. 採卵養鶏経営安定のための支援

- 鶏卵生産者経営安定対策事業 (所要額) 5,174 (5,174) 百万円
- ① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
 - ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。
 - ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)
(2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)